

全国健康保険協会の理念・運営方針について

※本資料は、設立委員会における現時点の案であり、
今後の議論によって変更があり得るものである。

全国健康保険協会の理念・運営方針について

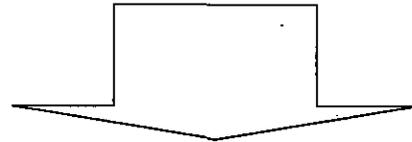
理念

■基本使命

協会は、保険者として被用者に係る健康保険事業を行い、被保険者等の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって被保険者等の利益の実現を図る。

■キーコンセプト

- ・事業主及び被保険者の意見に基づく自主自律の運営
- ・事業主及び被保険者の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・事業主及び被保険者への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営



運営方針

組織・マネジメント

人事

業務

組織・マネジメント

- 意思決定機能、業務執行機能、監査機能を明確化し、相互の牽制機能を適切に発揮できるような組織とし、PDCAサイクルの徹底を図るものとする。
- 都道府県単位の財政運営を踏まえ、各支部における地域の実情を踏まえた意見を反映するための意思形成のプロセス(都道府県ごとに評議会を設置)を重視するが、法人全体としての意思決定は運営委員会において統一的に行うものとする。
- 業務執行については、理事長のリーダーシップが発揮でき、かつ、本部・支部を通じて適切な内部統制(ガバナンス)が働くような運営体制を確保する。
- 業務執行の組織については、都道府県単位の財政運営を適切に行い、保険者機能が十分に発揮できるよう、企画調査や保健事業の機能の強化を図る。
- 公正な運営を確保するため、内部監査及び外部監査制度を導入し、監査機能の強化を図る。
- 法令遵守(コンプライアンス)や個人情報保護を徹底する。

人事

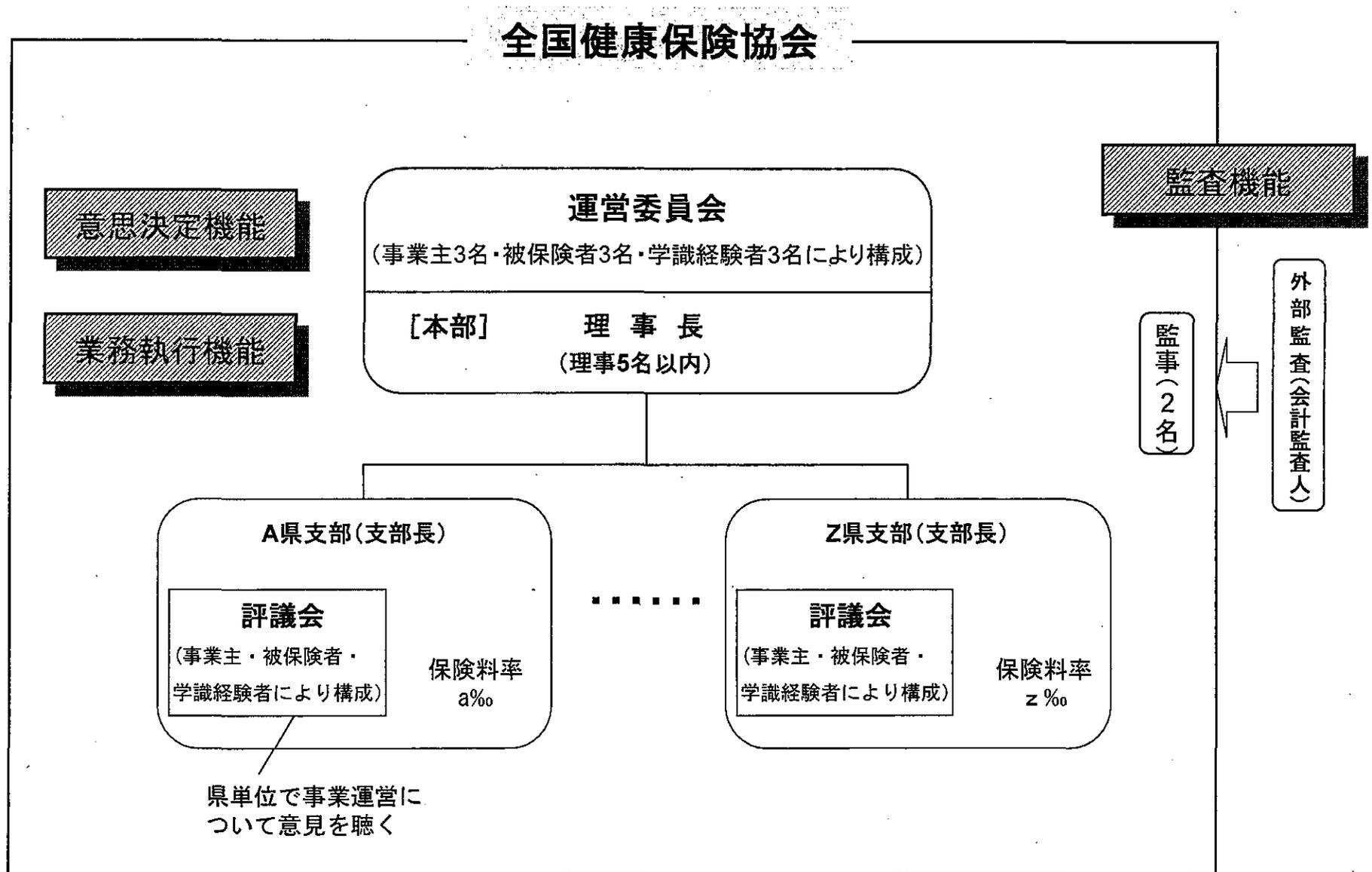
- 協会のミッションの遂行に照らし、実績や能力本位の人事や処遇を行う。このため、個々の職員の目標を明らかにし、その達成度等の実績や業務の遂行能力を評価するシステムを導入する。
- 人材は協会の最大の経営資源であり、保険者としての志と専門性を兼ね備えた優れた人材(健康保険のプロ)の育成に努める。特に、都道府県単位で保険者機能を発揮していくための企画等を行うことができる人材を育成する。
- 研修等を継続的に実施し、協会のミッションを職員一人ひとりに浸透させる。
- 民間のノウハウを導入するため、民間からの人材の登用を積極的に進める。また、民間との人事交流を実施する。
- 職員一人ひとりが誇りを持ち、働きがいを実感できる職場を目指す。

業務

- 医療制度改革の趣旨を踏まえ、被保険者等の利益を代表する者としての役割を十分に認識し、被保険者等が健康で、良質かつ効率的な医療を受けられるように、総合的に取り組むものとする。
- 都道府県別保険料率の導入も踏まえ、健康づくりの支援のための情報提供や相談、生活習慣病等の予防のための健診、保健指導の推進など、地域における医療費適正化対策を強化する。
- 保険者間の連携を強化し、都道府県ごとに、保険者として被保険者の立場に立った見解を医療・介護に係る関係方面に適切に発信していくとともに、こうした取り組みを支える医療費等のデータの調査分析機能を強化する。
- ITの活用等による被保険者等に対する情報提供の充実やわかりやすい広報を通じて、保険者としての説明責任を適切に果たすとともに、被保険者の参画意識を高める。
- レセプトオンライン化など医療のIT化に適切に対応するとともに、業務のシステム化やアウトソーシング、集約化等により、効率化を推進する。
- 民間のノウハウを適切に導入し、創意工夫を活かすことにより、不断のサービスの改善や新たなサービスの開発に努めるものとする。また、サービスのアクセスポイント（窓口）を明確にするとともに、被保険者、被扶養者、事業主等のお客様の声を受け止め、お客様の満足度を高めるという視点から、これをサービスの改善等に活かしていくものとする。

全国健康保険協会の組織について

(参考)



健康保険法(抄)

(役員職務)

- 第七条の十 理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。
- 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事のうちから、あらかじめ理事長が指定する者がその職務を代理し、又はその職務を行う。
 - 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して、協会の業務を執行することができる。
 - 監事は、協会の業務の執行及び財務の状況を監査する。

(運営委員会)

第七条の十八 事業主(被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下この節において同じ。)及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

- 運営委員会の委員は、九人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。
- 前項の委員の任期は、二年とする。
- 第七条の十二第二項ただし書及び第二項の規定は、運営委員会の委員について準用する。

(運営委員会の職務)

第七条の十九 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

- 一定款の変更
 - 第七条の二十二第二項に規定する運営規則の変更
 - 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算
 - 重要な財産の処分又は重大な債務の負担
 - 第七条の三十五第二項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更
 - その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの
- 前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。
 - 前二項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(評議会)

第七条の二十一 協会は、都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため、支部ごとに評議会を設け、当該支部における業務の実施について、評議会の意見を聴くものとする。

- 評議会の評議員は、定款で定めるところにより、当該評議会が設けられる支部の都道府県に所在する適用事業所(第二十四条第一項に規定する一の適用事業所を含む。以下同じ。)の事業主及び被保険者並びに当該支部における業務の適正な実施に必要な学識経験を有する者のうちから、支部の長(以下「支部長」という。)が委嘱する。